

障がい者グループホームって？ 清水区では、ともの2カ所のみですが

ともの家
滝戸施設長に
聞いてみた



“生まれ育った地域で普通に暮らす”

—これは「ともの家」設立時からの理念であり、未だ到達する事の出来ない理想です。

そして、理念に近づくための社会資源のひとつが「グループホーム」です。成人した仲間たち（：ともで暮らす障がい者たち）の、親からの自立、親亡き後の住まいの場として、地域に欠かすことのできない施設です。

親にも見せない大人の暮らし

ともでは、現在 2 カ所のグループホームで 12 名が暮らしています。

朝 9 時に、送迎車や自転車、徒歩で作業所に出勤（内 3 名がとも以外の作業所を利用しています）。夕方 4 時以降、各々帰宅。当直の職員と食事作りの世話人が迎えてくれます。

ホームは家庭的な雰囲気満載ですが、他人との共同生活です。多少の窮屈なこともあると思いますが、親元では見せない大人の顔で暮らしています。

他人に依存しないことの“生活感”

仲間たちは、出来ることは自分で、出来ない事は支援の手を借りながら、生活を組み立てています。

家庭ではやらなくてもいいこと、出来ない事として捉えられているのが、障がい者の一般的な暮らしです。洗濯や洗濯物干し、食器洗い、部屋の掃除、お風呂の準備や明日の準備、着る服を選ぶことなど、戸惑いや失敗を繰り返しながら、覚えていきました。

出来ない事も、他人に全面依存しない事で生まれる、生活感—もっと言えば、生きている

感が、自分らしく暮らすことの柱になり、大人扱いの心地よさに通じていると思っています。

もうひとつ重要な事は、仲間同士の繋がりです。彼らにしかわからない神秘的な空気の中は、私たちには計り知れない、居心地の良さがあるようです。本人のテリトリーに入り込み過ぎない、これは支援者の留意事項です。

「親亡き後の住まい」だけじゃない

私たちの最初のグループホームが開所したのは 1997 年、今から 18 年も前のことです。全国に数カ所しかない時代に、前施設長が大半を自己資金で賄い、一軒家を借り、運営を開始しました。

当時の私は、「グループホーム＝親亡き後の住まいの場」という意識が強かった記憶があります。しかし、そこで暮らす仲間たちの順応性と、大人扱いされている事への心地よさを、表情や言動から感じ、成人した大人として、親からの自立の場が重要だと思うようになりました。

親からすれば、言葉で自己主張の出来ない大切な我が子を、他人に委ねるのですから、大変勇気のいる事ですが、これこそ親子の信頼関係の上に成り立っている、自立への道だと感じます。

清水区ではともの2カ所のみ、増えない現実

地域に欠かせない資源ではありますが、清水区ではともの2カ所のみ、一向に増えませんが、それは、運営に欠かせない、人の問題と、財政的基盤が希薄な事が理由です。親亡き後の住まいの場の確保さえ難しい、残念ながらこれが現実です。

“子育て新システム”で、 子育てしやすくなるの？

保育内容は？、待機児童は？、希望通りの保育所に入れる？



お母さんの状況・声は！

育休で上の子は退園 やっぱ、育休やめた！

現在入園している子どもは3か月になりましたが、産休明け（2か月）から入園しています。小さいし、かわいそうかなという思いもありましたが、上の子が乳児（1・2歳児）の場合、退園しなければならぬことは聞いて知っていましたから、すぐに決めました。

自営業や内職の場合 3歳児も、育休で退園！

今、下の子（3か月）は入れなかったで別の保育園に入園しています。
上の子は3歳なので育休休業をとっても退園になるとは思いませんでした。
役所で言われた育児休業は労基署と関係しているような所であって、私のような自営業や内職・農業のような場合は産休明けからでも月最低60時間働いているという証明書を提出しなければならぬと言われました。区役所から退園といわれた時には驚きよりさきに怒りがこみあげてきました。

風の子保育園に入りたいのに

泥んこをさせてくれる保育とこの環境から、風の子を選んで上の子は入れました。次の職も決まっているので下の子2人（乳児）を預けて働きたいのですが、いっぱい入れないと言われました。
他の保育園ではなく、風の子に預けたいのですが無理そうです。

待機児童は、わずか15人減のみ

静岡市の待機児童は2015年度4月1日時点では141人（前年比から15人の減数）。3地区のなかでも、特に駿河区と、乳児（0・1・2歳で対保育士数のカウントが高い）に入園希望が集中しています。

受入枠を増やすために幼稚園の認定子ども園化が更に行われ、待機児童が特に乳児数が集中していることもあって保育士確保の問題も合わせてでてきています。

育児休業中の退園問題等ともあわせると、待機児童が解消できるとは思えません。

保育所は、養護と教育一体

（大宮勇雄氏・鈴木佐喜子氏による）

今まで幼稚園は教育、保育園は託児として捉えていたと思います。

幼稚園は就学前の教育を行う、に対して、養護と教育の一体化を目指すのが保育園です。

認定子ども園の教育の捉え方が見直され、今までの就学前教育が重視されてきていることが背景にあります。

「教育」を、何がができる、できないとして捉えるのではなく、人が人になっていく過程のなかで、基本的な生活習慣の確立や、豊かな生活経験のなかで夢中になってやりたいことを見つけ、困難に立ち向かっていくことができる。友達（仲間）のなかで自分の思いを表現することができ、相手を思いやることを学びながら関わるることができる、こんなことが教育といえると思います。

今制度が変わってきているために問われていることに保育園としての教育を、保護者に伝えてきていなかったことの弱さを感じます。

静岡市の保育責任は？

児童福祉法第24条・第1項

児童福祉法第24条・第1項では「市町村は、……保育を必要とする場合において、……当該児童を保育所において保育しなければならない」ことが義務づけられています。

これは、保育所の場合であって、認定子ども園の場合は該当しません。今後、新制度により認定子ども園化が更に推し進められていくと、直接契約方式の利用者制度になっていくことや、児童福祉法第24条の第1項は残ってはいるものの、形骸化していくこと等が危惧されます。

直接契約方式では、公的責任の枠は外され利用者制度（お金のある人が入園できる）になることで、保育が市場化され、企業などが参入することにより、福祉という概念から利益優先の保育になっていくことへの危機感を感じています。

本来保障されるべき、公的責任のもとに保育を受ける権利は、どの子にも平等に保障されるべきです。

公的責任を追求する保育運動を！

保育所を選択した風の子は、公的責任追及のために、保育運動を進めていきたいと考えています。

保育運動とは、保護者の皆さんに、子どもをとりまく現状を伝え未来の子ども達のために、みなさんと一緒に声をあげていくことです。

今後の保育運動にご理解と御協力をお願いします。



10月2日（金）19時～

署名学習会（職員による劇）

子育て支援制度がはじまって、半年が過ぎました。

新制度の問題点や各地の状況等、職員が劇で伝えます。

今年度の署名項目について確認し、皆さんからの意見等お願いします。

「育休退園について」

・・・私はこちら思う



風の子保育園園長 大滝裕子

2014年度、静岡市では181人が育児休業に伴い退園。

家にお母さんがいるから上の子は退園というのは大人の都合であって、子どもにとってはどうなのでしょう。

子どもにとって保育園の生活は、子どものための遊び・食事・環境など保障された時間です。

これが大人側の事情で退園になってしまうことに疑問を感じます。待機児童対策が不十分なために起きている、しわ寄せであって「子どもにとって」と考える時、保護者が育児休業をとっていても、保育園には継続入園をさせるべきだと思います。

（静岡3地区のうち清水地区では、数年前は育休退園ではありませんでした。）

静岡市私立保育園連合会（60園で構成） 「育休退園」の見直しなどを求める

保護者が下の子の育児休業を取得した場合に上の子を退園させる「育休退園」の見直しなどを求める要望書を、8月21日、田辺信宏市長に提出しました。特に育休退園については、「突然の退園が子どもに及ぼす悪影響も気になる」としています。

（静岡新聞より）

介護保険の見直し—改悪の中身は

介護報酬の引き下げと 利用者負担の増

私たちはどうなるの？



介護報酬 2.27%の引き下げ

今回の改定では、2006年度改定以来9年ぶりのマイナス改定となりました。(制度全体で▲2.27%)



このマイナス改定は、今後増大が予測される介護費用総額(2025年には21兆円)、そして介護事業者の高いとされる利益率を口実にした社会保障費の効率化=抑制の流れのひとつであると思います。

あすなろでは 1200万円以上の減収見込み

あすなろの家でも、ケアマネージャーを除くすべてのサービスにおいて、前年比1200万円の減収を予測していますが、利用率が低下傾向にあり、さらに厳しい現状となっています。特に特養ではマイナス6%(1人当たり平均13,239円/月の減収)となり、一部加算の引き上げもされたが、加算取得要件のハードルは高く、厳しい実情となっています。

利用者には……一部・2割負担に

一方、入居者・利用者の負担はどうかと言うと、8月以降、一定以上の収入の方の負担割合が、1割から2割に変更されます。

具体的には、年金収入とその他の収入の合計が280万円以上の方、2人以上の世帯の場合は346万円以上の方が2割負担となります。

室料・食費負担も増

また個室以外の多床室の方で、預貯金などの金融資産を1000万円、夫婦合計で2000万円超保有している方は、補助の対象からはずれ、室料として、+520円/日・食費を満額1380円/日を自己負担していただくこととなります。ちなみにあすなろのケアマネが担当する

ケースでは、約15%の方が対象となります。

今のところ、負担増に関して、ご利用者・ご家族からの大きな問題は出ておりませんが、8月の請求額が決定する9月中旬以降には、生活への影響が実感として現れ、問題が表面化する可能性もあります。

更なる改悪の検討が始まる

国では、次期改定(2020年度)に向けて議論が始まっています。それは更なる介護報酬の引き下げ、2割負担となる方の範囲の拡大、そして介護2までの軽度者が利用するサービスを、介護保険ではなく地域支援事業に移行するなどの社会保障費の効率化=抑制、また心身機能の回復(介護度改善)やサービスの質を評価し、それを報酬に反映させる動きも強まってくるということです。

事業者として

私たちは、このような情勢の中、介護保険事業者としての理念・ご利用者やご家族のニーズ・介護保険制度の実態・事業所の経営状況と見通しをきちっと捉え、事業を展開していかねばならないと実感しております。



編集後記

子育ても、介護も、福祉は後退？そして、更なる見直し。足りないところは、“儲かっている”社会福祉法人に「やれ」と！。こうして「社会福祉法」も見直しが始まっています。